

平成28年労第10号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A教育委員会に採用され、B所在のC中学校（以下「事業場」という。）に配属され、家庭科講師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、授業中に生徒から教科書を投げられ、その際左腕を打撲し、労災認定を受けた。その治療継続中の同年〇月〇日、傷んでいる左腕を生徒に殴られて負傷したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「左肩関節打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、複数の医療機関に受診し、療養を継続した。

請求人は、同年〇月〇日まで就労し、同年〇月には実家に転居し、同月〇日、Eクリニックに受診したところ、「頰椎椎間板症、左肩挫傷、左上腕挫傷、左上肢しびれ感、末梢神経障害」と診断され、以後、再び複数の医療機関に受診し、療養を継続した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものと認め、療養補償給付を支給したが、本件傷病は平成〇

年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同月〇日以降にかかる請求については、これを支給しない旨の処分をした。また、監督署長は、治ゆ前の請求についても、本件災害とは関連のない傷病に係る費用が含まれているとして、一部を不支給とする旨の処分をした。さらに、監督署長は、休業補償給付請求については、療養のために労働することができなかつたものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、①平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付の請求に対し、症状が固定したとしてこれを支給しないとした監督署長の処分、②平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求に対し、休業の必要性がないとして、これを支給しないとした監督署長の処分、③症状が固定したとされる平成〇年〇月〇日以前の療養補償給付の請求に対し、本件傷病と関係がないとして一部を支給しないとした監督署長の処分、が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで症状固定と認定された後も、複数の医療機関において種々の診断名により診療を受け、療養補償給付及び休業補償給付の請求に及んだものであることから、症状固定の時期並びに休業及び本件傷病以外の症状に対する療養の必要性について、以下検討する。

(1) 症状固定の時期について

ア EクリニックのF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「(MR I 検査を行ったG病院へ問い合わせたところ)左肩腱板損傷は画像上治ゆしているとの返事があった。治療内容及び治療効果については鍼の施行回数を増やす事と考えるが著明な改善は期待できないと思われる。」旨述べている。

イ また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日付けI病院撮影の左肩MR I画像について、F医師の『左腱板損傷は(画像上)治ゆしている。』との意見は妥当と認められる。J柔道整復師の平成〇年〇月〇日付け回答書にて『平成〇年〇月〇日の最終施術時点の症状：肩は外旋痛が残るが最初よりはよく、内旋時の痛みはかなり軽減。頸は後屈痛が日によってはつまり感だったり、痛みは軽減している。』と記載されていることから、臨床医学上、本件災害による左肩関節打撲傷、左肩腱板損傷、左肩関節挫傷、左上腕部打撲及び左肘関節捻挫は、平成〇年〇月〇日時点で症状固定していると判断できる。」旨述べている。

ウ 請求人の本件傷病に係る画像所見及び診療経過からして、H医師の意見は妥当であり、当審査会としても、請求人の本件災害による傷病は、平成〇年〇月〇日に症状固定(治ゆ)しているものと判断する。

(2) 休業の必要性について

ア 労災保険法第14条第1項には、「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給する」と規定されている。そしてこの「療養のため労働することができない」日とは、傷病等の状態から医学的にみて一般的な労働(負傷前と同一の労働に限らず、軽作業も含む。)に服することができないと認められる日を指すものと解されている。

イ 請求人は、本件災害発生の翌日である平成〇年〇月〇日から事業場を退職した平成〇年〇月〇日までの間、通常勤務に従事しており、本件災害から11か月経過後、はじめて休業している。請求人は、その理由について、同人作成の補足申立書において、「平成〇年〇月〇日にK寺から、母が暴行され、金を盗まれ、入院。弟が障害状態で血圧上昇、家族が全員病人のため、これ以上勤務困難と考えたため。」と述べている。

ウ 休業補償給付請求書の休業証明の記載をしたF医師は平成○年○月○日付け意見書において、「左上肢や頸部に負担のかからない仕事は可と思われます。休業指示は行っておりません。」と述べている。

エ 以上のことから、当審査会としても、本件請求に係る休業期間については、請求人の家庭の事情による休業であり、労災保険法第14条第1項の療養のため労働することができないとする要件には該当しないものと判断する。

(3) 本件傷病以外の症状について

請求人は、本件傷病以外に、頸部を負傷したとして、頸部捻挫及び頸椎椎間板症を発症した旨主張するので、以下検討する。

ア K医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「初診時は肩関節の所見のみで、頸椎に由来する訴えはなかった。そもそも、今回受診した肩関節痛も、受傷から相当日数が経過しており、パンチされたことに由来するか否かの因果関係が不明。初診時の症状はむしろ、肩関節周囲炎（いわゆる五十肩）の症状と合致する。」旨述べている。

イ また、M医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸椎椎間板症の所見は、主訴が左肩関節痛及び可動域制限であり、頸椎病変との関連は不明。頸椎椎間板症は本件災害により発症したとは判断できない。」旨述べている。

ウ さらに、H医師は、上記意見書において、要旨、「N及びI病院撮影の左肩MR Iから左肩腱板損傷以外の異常所見は認められない。平成○年○月○日付けEクリニック撮影の頸部エックス線画像及び平成○年○月○日付け○整形外科撮影の頸部・脊椎エックス線について、頸椎第5番から6番に加齢変成を認めるが、その他の異常は認められない。パンチの衝撃で首と肩に急激に力が加わり捻挫したと思われる点については、以前から痛んでいる左腕にパンチされたことにより、『頸椎捻挫』及び『頸椎椎間板症』を発症することは臨床医学上妥当性が認められない。」旨述べている。

エ 以上のとおり、上記医師らの所見を総合的に検討すると、当審査会としても、頸椎捻挫及び頸椎椎間板症等の頸椎に関する症状については、本件災害による傷病とは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、症状固定（治ゆ）日である平成○年○月○日以前の期間にかかる療養補償給付の一部を支給しない

とした処分、症状固定日以降の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間にかかる療養補償給付を支給しないとした処分及び平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間にかかる休業補償給付を支給しないとした処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。